

第3期さいたま子ども・青少年
のびのび希望（ゆめ）プラン
策定方針（案）について

計画を取り巻く状況

- ・令和5年4月に、こども基本法が施行され、国ではこどもに関する施策を総合的に推進するため、同12月に「こども大綱」を閣議決定した。
- ・「こども大綱」においては、「**子供の貧困対策に関する大綱**」「**少子化社会対策大綱**」「**子ども・若者育成支援推進大綱**」が**一元化**されている。
- ・市町村においては、「こども大綱」を踏まえた「**市町村こども計画**」の策定が**努力義務**とされた。
- ・「市町村こども計画」は「**子どもの貧困対策推進計画**」と「**市町村子ども・若者計画**」のほか、**その他のこども施策に関する計画と一体的に策定**することができるとされている。

【こども基本法（抜粋）】

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- （1）少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- （2）子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- （3）子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

（都道府県こども計画等）

第10条

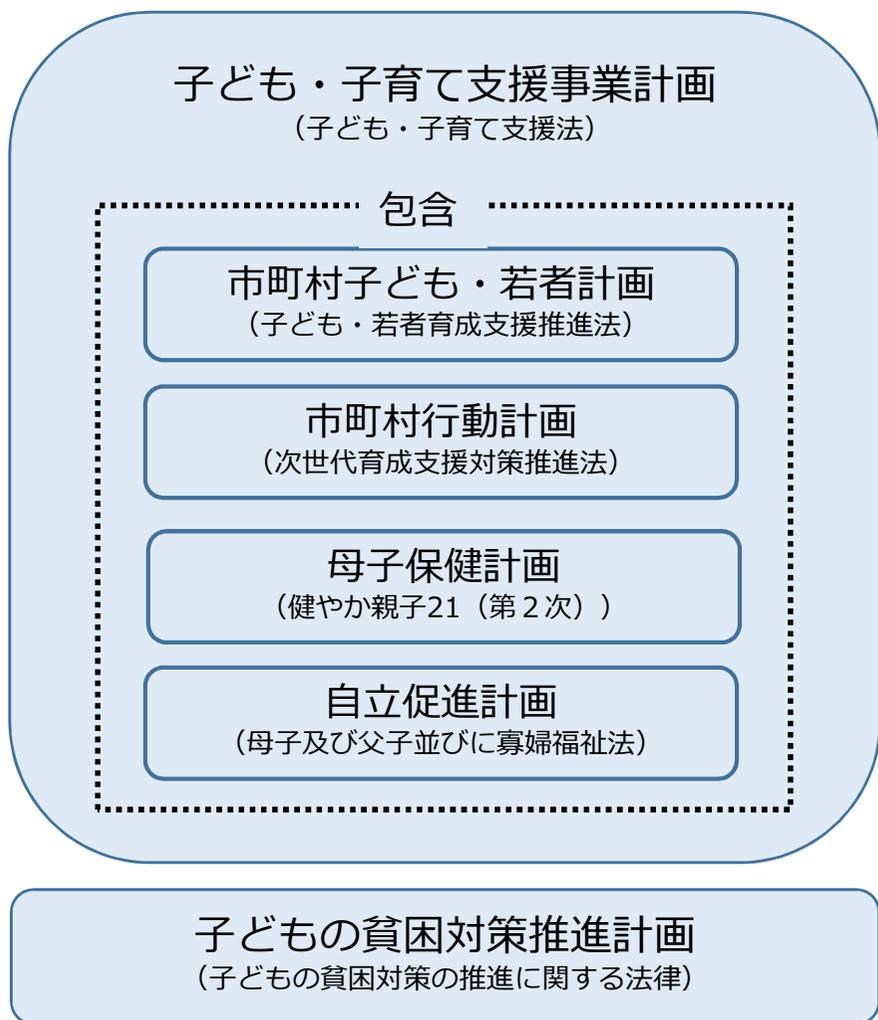
2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

計画体系

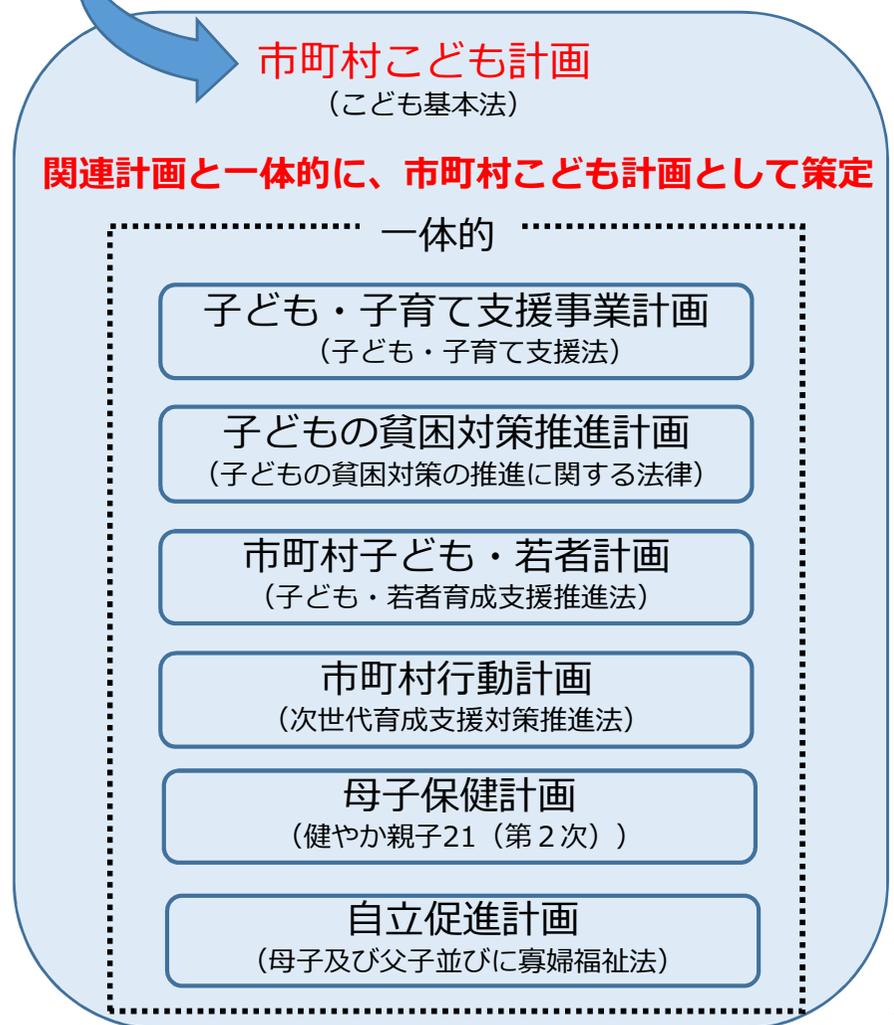
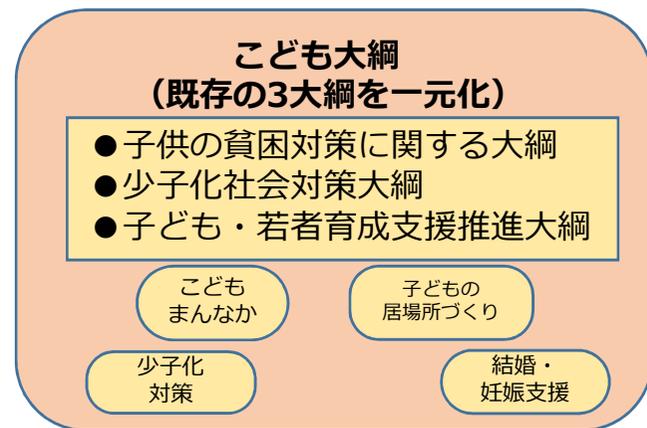
現行計画

子ども・子育て支援事業計画（諸計画を包含）と
子どもの貧困対策推進計画の2つの計画から構成



次期計画

勘案



計画策定の考え方

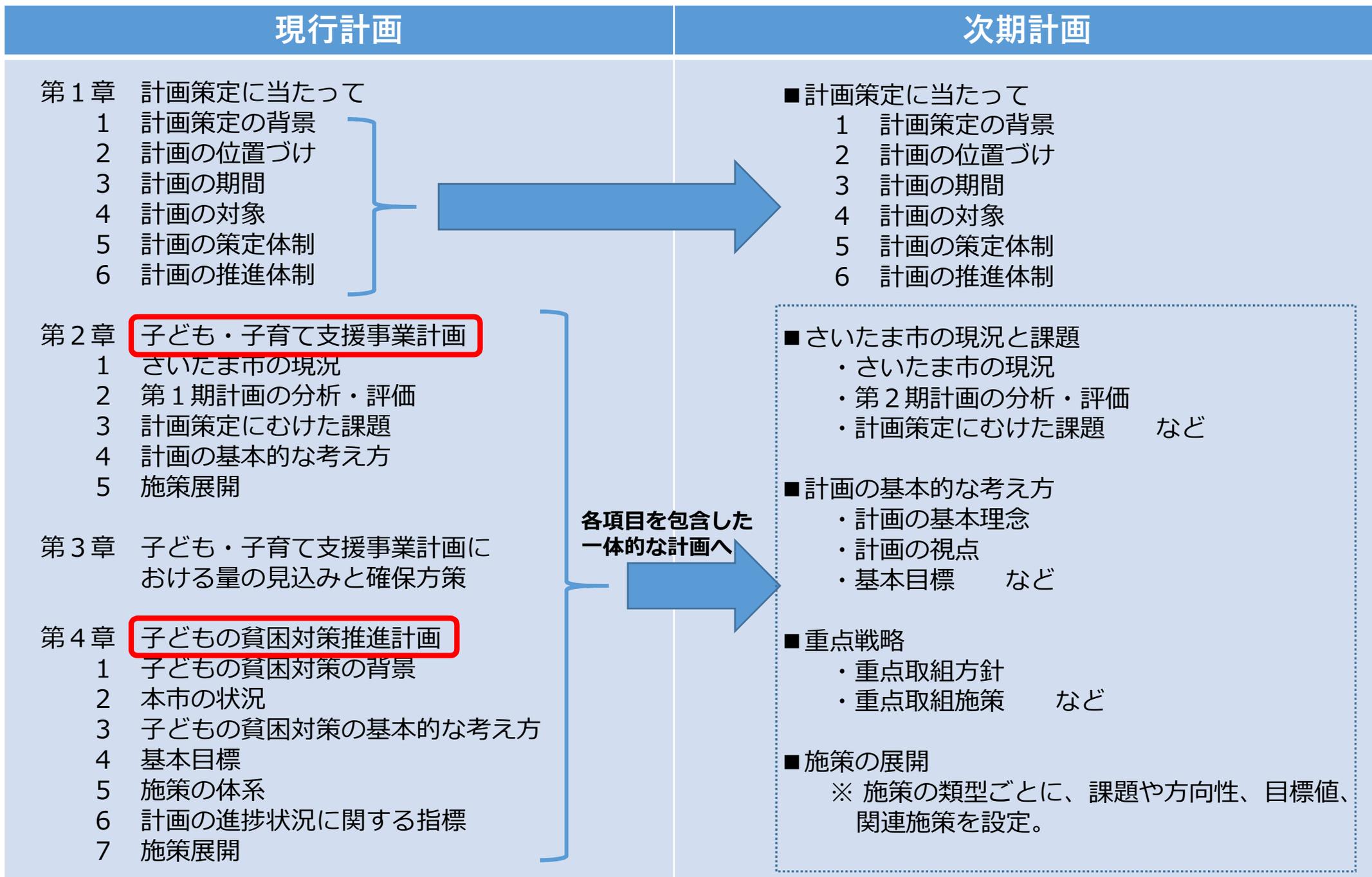
- 本市では現行の「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の計画期間が令和6年度末をもって終了。こども基本法に基づき市町村こども計画の策定が努力義務とされたことを受け、現行計画の体系を見直し、「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」については「**市町村こども計画**」として策定する。
- 「市町村こども計画」として策定するため、次期計画は現行計画の各項目に加え、国の「こども大綱」にも位置付けられている「**少子化対策関連施策**」のほか、新たな視点として「**こどもまんなか社会の実現**」や「**子どもの居場所づくり**」などの内容を盛り込む。
- 本市の**少子化・子育てをめぐる現状と課題を検証**し、市として取り組むべき**少子化対策の検討**を行うため、並行して子育て支援策検証事業を実施し、検討内容を計画に取り入れる。
- 計画の実効性を高めるため、施策の類型ごとに目標値を設定し、目標達成に向けた進行管理を行う。
- なお、計画の検討にあたっては、**こどもからの意見**を多く取り入れられるよう、工夫しながら検討を進める。

計画期間



計画期間は令和7年度からの令和11年度までの5年間。なお、社会経済情勢の変化や制度改正等に適切に対応するため、計画中間年度を目途に、必要に応じて計画の見直しを図る。

計画の構成（イメージ）



検討の流れ

令和4年度

- 子どもの生活状況等に関する調査
市内の子どもの貧困の実態を把握し、必要な対策を検討するため、子育て世帯を対象にした「子どもの生活状況等に関する調査」、及び日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている支援者（団体、施設、専門職等）に対してアンケートやヒアリングによる調査を実施。

令和5年度

- 第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン策定に係る基礎調査
「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」を策定するにあたり、本市の子ども・青少年育成に関する市民ニーズの実態を把握するため、アンケート調査を実施。

令和6年度

- 子ども・若者ワークショップ
計画策定にあたり、子どもや若者への意見聴取を行うため、市内在住・在学の小学5年生から大学生を対象としたワークショップを開催予定。
- 子育て支援策検証事業
本市の少子化・子育てをめぐる現状と課題を検証し、少子化対策の検討を行う。検討成果は、次期プランの「重点戦略」に反映させる。
- 児童福祉専門分科会
【審議内容(予定)】
第1回：計画骨子案、量の見込み・確保方策
第2回：計画素案
第3回：パブリック・コメントの報告と計画案への反映
- パブリック・コメント
計画素案についてパブリック・コメントを実施し、市民からの意見聴取を行う。パブリック・コメントの結果を計画案に反映させる。

検討スケジュール

